

令和6年12月13日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会 会長代行
加 納 康 至
(公印省略)

「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」の一部改正について(情報提供)

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本通知は一部の有料老人ホームが、入居する高齢者が難病等の場合に、高齢者向け住まいの紹介事業者に対し、高額な紹介手数料を払った事案が明らかになったことを踏まえ、今般、厚生労働省が「設置運営標準指導指針」の一部改正を行ったことをお知らせするものです。

具体的には、入居希望者の個人の状況や属性に応じてなど、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定を行わない・応じないことや、高額な手数料と引き換えに優先的な入所希望者の紹介を求めないこと、また、情報提供等事業者の選定にあたって、当該事業者が入居希望者に提供するサービス内容やその対価たる手数料の有無・金額についてあらかじめ把握することや「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」に届出を行い、行動指針を遵守している事業者を選定することが望ましいことなどが定められました。改正内容は、令和6年12月6日より適用されております。

貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」の一部改正について
(令6.12.6 老発1206第2号 厚生労働省老健局長通知)

＜担当＞ 大阪府医師会地域医療2課(吉田・松岡)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737